

＊ ＊ご注意ください＊ ＊

☆保育所等入所に関して☆

- 平成27年度の申込をしている方でも、平成28年度4月からの入所を希望する方は、新たに申込みをする必要があります。
- 必要書類の提出がない場合には、選考会議の対象になりません。不備の場合は受付できません。
- 保育所等は面積、保育士数、保育状況等により受入人数が決まります。退所等により空きが出た場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。
- 選考は申込の先着順ではなく、保育を必要とする程度の高い順に行いますので、入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。
- 入所決定は、書類審査・調査（電話・訪問等）により保育を必要とする程度の高い方から決定します。保育所等入所後にも、電話・訪問等による勤務等状況調査がありますので、ご了承ください。
- 保育所等入所後でも、申込書や添付書類等に虚偽がある場合は、入所の取消しや支給認定の取消し及び過料の対象となる場合があります。
- 4月入所の選考に関して希望園変更は受付期間のみ変更可能です。申し込み締め切り後の変更は待機になります。ただし、内定・不承諾の通知が届いて希望園に内定できなかった場合に、希望園の変更が可能です。2月15日（月）頃から空きがある保育所等の追加選考予定です。空き状況については内定辞退や追加内定等により日々変動がありますのでご了承ください。
- 待機状況の確認については平成28年3月末までは、照会できませんのでご了承ください。
- 育児休業の取得期間については、最長で育児休業の対象となっているお子さんが1歳になる前日までは、在園している児童の継続入所が認められます。1歳を超えて育児休業を取得する場合、在園児は保育の対象から外れ退所していただきます。
- 市外転出した場合や、保育所等入所要件を満たさなくなった（保育を必要とする状況でなくなった）場合等は、保護者の在園希望期間に関係なく退所または入所の対象外になります。

☆届け出☆

- 世帯状況が変わったとき（※例 勤務状況の変更、退職（求職活動）、妊娠・出産、産休・育児休業の取得、児童扶養手当の支給停止、障がい世帯への変更、所得の修正申告など）なお、変更後の「勤務証明書」は、速やかに提出してください。もし、保育を必要とする要件に該当しないことが判明した場合は中途退所になります。
- 母子・父子世帯になって、児童扶養手当や母子及び父子家庭等医療費を申請したら、申請した旨を保育課までご連絡ください。受給者証が届き次第、その写しを保育課へ提出してください。
- 妊娠中の方は、就業の有無に関わらず、親子（母子）健康手帳の分娩予定日が記載されているページのコピーを必ず提出してください。
- 一週間以上欠席する場合は、欠席届を提出してください。一ヶ月以上欠席する場合、保育を必要とする要件に該当しない等として退所になります。（欠席している間も保育料は発生します。）
- 退所する場合は、退所希望日の2週間前までに保育課窓口にて手続きを行ってください。2週間を切ってから届け出があった場合、届出日から2週間分の保育料が発生します。

☆保育料納付について☆

- 保育料は、当月分を毎月15日（土日祝にあたる場合は翌営業日）に口座振替となります。
- 保育料は、大事なお子様を安全・安心にお預かりするために必要となる経費に充てていますので、保育運営に支障がでないよう、期限内の納付をお願いします。
- 保育料の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方や、入所できずに待機している方に対する公平性に欠け、保育所等入所基準表で減点の対象となります。納付相談をしますので、至急保育課までご連絡ください。